箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会について

1. 開催根拠

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱(平成31年1月23日改正) (専門部会)

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものと する。

2. 各部会の概要

部会名	検討事項	開催頻度(R5)	運営・進行
		部会員	
①障害者計画及	・第4次箕面市障害者市民の	2ヶ月に1回程度	部会長
び障害福祉計画	長期計画 (みのお'N'プラ		(座長が指名)
部会	ン)(令和6~14年度)の	希望する構成員等	
	策定について検討する。		(部会長の指名
	• 第7期箕面市障害福祉計画		により副部会長
	(令和6~8年度)の策定に		を置くことがで
	ついて検討する。		きるとする。事
②障害者差別解	障害者の差別解消に関する取	必要に応じて	務局は、開催準
消法部会	り組み等について検討する。	 希望する構成員等	備、調整、報告書
			作成などを行
③(仮称)箕面市	(仮称)箕面市手話言語及び	2~3か月に	う。)
手話言語及び多	多様な意思疎通のための手段	1回程度	
様な意思疎通の	の利用促進条例の制定に向け	希望する構成員等	
ための手段の利	た検討を行う。	及び部会長が認め	
用促進条例部会		た者	

※任期の途中で変更することもできます。